

議第18号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,530人」を「7,445人」に改め、同項第5号中「8,939人」を「8,935人」に、「7,526人」を「7,538人」に改め、同項第8号中「1,735人」を「1,683人」に改め、同項第9号ア中「1,927人」を「1,834人」に改め、同号イ中「1,169人」を「1,165人」に改め、同項中「21,430人」を「21,192人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

事業内容及び業務執行体制の見直し、交通事業及び水道事業に係る職員数の減員等に伴い、職員の定数を改定する必要があるので提案する。